



北陸信越運輸局

国土交通省 Hokuriku-shin'etsu District Transport Bureau

Press Release

令和5年8月10日
自動車技術安全部

指定自動車整備事業者の行政処分について

北陸信越運輸局長は、指定自動車整備事業者において道路運送車両法違反が確認されたため、第94条の8第1項の規定に基づき、当該事業者に対し下記のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 事業者名（住所）

株式会社オートアールズ（埼玉県本庄市）

2 違反を行った事業場名（所在地）

車検の速いち佐久インター店（長野県佐久市）

3 当該事業場に対する行政処分の内容

- （1）指定自動車整備事業（※1）の取消
- （2）自動車検査員（※2）の解任命令 4名

4 主な法令違反の概要

上記の事業場において、計393台の自動車について次の違反行為が確認されました。

- （1）故意により検査の一部を実施せずに適合証を交付
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
- （2）指定整備記録簿の虚偽記載
（道路運送車両法第94条の6第1項違反）

5. 違反の概要

- （1）完成検査の一部（速度計誤差の検査）未実施（393台）

【問い合わせ先】

・北陸信越運輸局自動車技術安全部 整備・保安課 担当 芦澤、松永
TEL 025-285-9155（直通）

（参考資料）

【用語説明】

※1 「指定自動車整備事業」（いわゆる「民間車検場」）

自動車特定整備事業者からの申請により、検査設備を有する等一定の要件を満たした場合に、地方運輸局長から指定を受けて行う事業です。当該事業者が交付する「保安基準適合証」を国に提出することにより、国へ現車提示を行わずに車検手続きを行うことができます。

※2 「自動車検査員」

指定自動車整備事業者で車検手続きを行う自動車が保安基準に適合しているかどうかの検査を行う者であり、一定の要件を満たした者から指定自動車整備事業者が選任します。

道路運送車両法（抜粋）（昭和二十六年法律第百八十五号）

（保安基準適合証等）

第九十四条の五 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第六十三条第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

四 第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

第九十四条の七 自動車検査員その他第九十四条の五第一項及び第九十四条の五の二第一項の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。